

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 條例 鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正
- ◇ 規則 鳥取県税条例施行規則の一部改正

條例

鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年七月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県条例第三十八号

鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例(昭和二十四年一月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条但書を次のように改める。

但し、入院料については、別表に掲げる加算額を加えた額とする。

同条に次の二項を加える。

1. 前項但書の入院料を加算する区分は、知事が定める。
2. 第一項の規定にかかわらず知事が別に定めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

第二条の次に次の一条を加え第三条を第四条とする。

第三条 この条例の規定による使用料及び手数料は、知事が定める支払傳票により、現金で納付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

入院料の加算額

| | | | |
|----|----|-------|------|
| 特等 | 一床 | 一日につき | 三百円 |
| 一等 | " | " | 百五十円 |
| 二等 | " | " | 百 円 |
| 三等 | " | " | 五十円 |

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年七月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第五十号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和二十五年九月鳥取県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「出納員」の下に「及び分任出納員」を加える。

第十三条第二項、第十四条第一項及び第二項中「主任

出納員」を「出納員」に改める。

第十四条第三項中「主任出納員」を「出納員」に「第二十三号」を「第三十九号」に改める。

別記様式第十七号を次のように改める。

様式第十七号

No.

鳥 取 県 領 収 証 書

| | | | |
|-------|-----|------|-----|
| 課税地 | 納 入 | 納 人 | |
| 総 計 金 | 納 入 | 納 人 | |
| 年 度 | 別 加 | 税(金) | 延 滞 |
| 期 (月) | 算 算 | 額 | 手 数 |
| 昭 和 | 年 度 | | 料 加 |
| 和 | (月) | | 算 金 |
| 昭 和 | 年 度 | | 滞 計 |
| 和 | (月) | | 要 |
| 昭 和 | 年 度 | | |
| 和 | (月) | | |
| 昭 和 | 年 度 | | |
| 和 | (月) | | |

上記金額領収しました。

昭和 年 月 日

鳥取県何県税事務所

鳥取県 出納員 職 氏 名

(県出納員職氏名所属分任出納員)

出納員(納印) 出納員(納印)

◎注意 この領収証書は五年保存して下さい。
備考 1 No.の頭に事務所の頭文字を附すること。

2 総計金額は横書漢字とし末尾に出納員又は分任出納員の私印を押すこと。

別記様式第十八号中「課長」を「出納員」に改める。

別記様式第十九号及び第二十一号中「主任出納員」を「出納員」に改め「課長」の欄を削る。

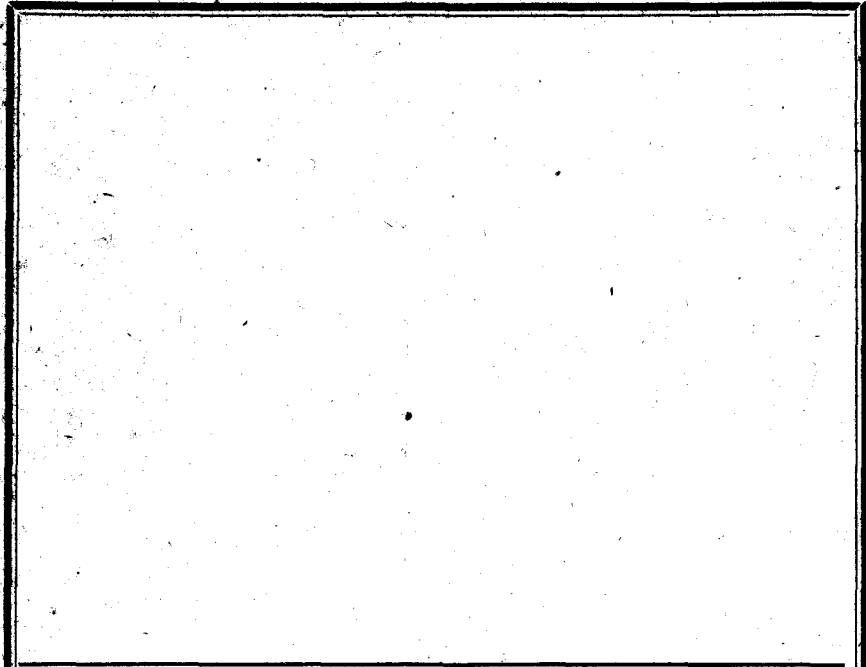
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町



本年度こそは!

良い器材を!!

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な騰写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部(印刷部連絡所を兼)を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいませ御願ひ致します。

遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

騰写印刷と材料の
デパート

鳥取 孔版社

本社——鳥取市西町268(日赤前入)
電 2 7 3 1
出張所——鳥取駅前(うき旅館前)